

平成28年第3回広尾町議会定例会 第4号

平成28年9月16日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議会運営委員会報告
- 3 認定第 1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 2号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 3号 平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 4号 平成27年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 7号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 8号 平成27年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第 9号 平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 12 認定第10号 平成27年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 13 認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 14 発議第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 15 発議第 7号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
- 16 発議第 8号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書の提出について
- 17 発議第 9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 18 発議第10号 平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書の提出について
- 19 発委第 3号 閉会中の委員会継続調査について
- 20 発議第11号 議員の派遣について

○出席議員（12名）

1番	浜 野 隆	2番	萬亀山 ちず子
3番	北 藤 利 通	4番	前 崎 茂
5番	志 村 國 昭	6番	山 谷 照 夫
8番	渡 辺 富久馬	9番	小 田 英 勝

10番 小田 雅二
12番 浜頭 勝

11番 旗手 恵子
13番 堀田 成郎

○欠席議員（1名）

7番 星 加 廣 保

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	章
会	計	堂	場	則
兼	出	堂	場	則
総	務	鈴	木	孝
総	務	白	石	晃
併	総	西	内	
併	総	折	笠	博
併	総	山	岸	雄
企	画	長	田	吉
企	画	宝	泉	
税	務	西	脇	秀
税	務	平		浩
住	民	齊	藤	美
保	健	大	林	勝
保	健	山	崎	勝
地	域	菅	原	樹
健	康	佐	藤	清
老	人	厚	谷	幸
特	別	金	井	秀
農	林	松	田	哲
兼	町	松	田	哲
水	産	雄	谷	幸
建	設	道		淳
建	設	北	藤	盛
建	設	前	田	憲
上	下	小	川	浩
兼	下	小	川	浩
港	湾	道	端	隆
				三

港 湾 課 長 補 佐	森	谷	亨
国 保 病 院 事 務 長	今	井	容
国 保 病 院 事 務 次 長	齊	藤	美
国 保 病 院 事 務 次 長	渡	辺	人
		啓 裕 將	

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹	原	博
管 理 課 長	澤	田	幸
兼学校給食センター所長	澤	田	幸
管 理 課 長 補 佐	山	岸	宏
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道		子
社 会 教 育 課 長	保	志	悟
兼 図 書 館 長	保	志	悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保	志	悟
社 会 教 育 課 長 補 佐	浜	頭	力
図 書 館 長 補 佐	奥	村	子
		京	

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	鈴	木	孝	俊

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林	忠
併 書 記 長	菅	原	博
		康	

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	鈴	木	孝	俊

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	新	海	敏	春
事 務 局 長	早	川		修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅	原	康	博
総 務 係 長	鎌	田		慎

総務係主事 林 菜々美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の出欠であります。7番、星加廣保議員より遅参の届け出があります。

本定例会中に意見書案1件が追加提案されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、志村國昭議員、10番、小田^{おだ}雅二議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

1、議長（堀田） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

本報告書は、各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、小田^{おだ}雅二議員、報告願います。

1、議会運営委員会委員長（小田^{おだ}） 平成28年第9回議会運営委員会所管事務調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

委員会の開催状況であります。平成28年9月12日であります。

開催場所から出席委員、欠席委員、議会事務局職員等については、お手元の報告書のとおりであります。

調査の内容であります。議会の運営に関する事項についてですが、意見書案の取り扱いについて協議し、追加提出のあった意見書案1件について、本会議に提案するよう協議、了承されました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

◎日程第3 認定第1号～日程第13 認定第11号

1、議長（堀田） 日程第3、認定第1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてま

での11件を一括議題とします。

本件11件は、決算審査特別委員会に付託されたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、旗手恵子議員、報告願います。

1、決算審査特別委員会委員長（旗手） 平成28年第3回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会の開催日、平成28年9月6日、13日、14日です。

事件及び審査の結果、認定第1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてまで、認定することに決定しました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。認定第1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についての1件と認定第2号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 平成27年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件と認定第5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についての1件と認定第6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての1件と認定第7号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの5件を5つに分けて討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号1件と認定第2号から認定第4号までの3件と認定第5号1件と認定第6号1件、さらには認定第7号から認定第11号までの5件の5つに分けて討論、採決を行うことに決しました。

初めに、認定第1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 認定第1号 平成27年度広尾町一般会計決算認定について、反対討論を行います。

地方における経済活動は、いまだに停滞しているのが実態であり、本町の町民所得階層別でも20万円以下では70.6%、200万円以下の年金収入階層は71.8%と年々増加傾向にあり、さらに今後、年金等が引き下げられるわけであります。加えて、平成26年度から消費税が8%に引き上げられ、さらに年少扶養控除の廃止で子育て世代の負担増など、町民生活はますます厳しくなっております。このような経済環境のもと、社会的弱者と言われる高齢者や障がい者、さらには低所得者などの生活を支え、住民の福祉向上を図っていかなければならないところであります。

平成20年度から長年提案、要望してきた子ども医療費が中学校卒業まで無料化に加えて広尾高校生徒への遠距離通学費の助成と学校給食の提供など実現し、広尾高校の2学級回復が図られたところであります。

しかし一方で、十勝市町村税滞納整理機構に依拠しなくても、納税者の生活実態を把握しながら納税相談に応ずるなど、従前の徴収体制でも十分収納率の向上は図れるものであります。

特別養護老人ホーム等の待機者は112人、さらに待機中に亡くなられた方が23人にも上っており、待機者対策を早期に講ずるべきであります。加えて、介護職員の非正規職員解消には至っておらず、早期の改善が必要であります。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番、小田^{こた}英勝議員。

1、9番（小田^{こた}） 私は、平成27年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

平成27年度は、中学生の医療費の無料化、広尾高校生の通学費助成など、子育て支援策の拡充を図り、また、ひろお未来塾の支援事業や子ども農山漁村交流事業など、観光、食、定住に向けた取り組みも実施しております。さらに、ひろおサンタランドマラソンや第60回の十勝港まつり記念事業は、町民、企業、行政が一体となり大成功をおさめ、町の活性化、活力に大きな成果となっております。

農林水産・商工業への継続支援のほか、広尾中学校屋内運動場の改築、避難路や防災保管庫の整備など防災・減災対策の事業にも継続して取り組み、財政面では港湾事業借換債の一部繰り上げ償還を行い後年次の負担軽減を図るなど、安定した財政運営健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決し

ます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

それでは、再開します。

次に、認定第2号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 平成27年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本件3件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件3件は討論を省略します。

これより認定第2号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第4号 平成27年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括採決します。

お諮りします。本件3件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件3件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件3件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番(前崎) 認定第5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、反対討論をいたします。

平成27年度において国民健康保険税条例の一部改正がされ、国保税の賦課限度額が81万円から85万円に4万円引き上げられております。平成18年度の賦課限度額62万円から比較すると23万円、37

%もの大幅引き上げとなっております。中間所得層の負担軽減を図るため高額所得者に応分の負担を求めるためとされておりますが、所得割額や応益割額が高過ぎるため、高額所得者と言えない人までが限度額世帯となっております。

1984年の国保の総収入に占める国庫支出金の割合は49.8%、約50%あったものが、2012年には23%に減額をされております。国庫負担の増額なしに国保財政の窮迫は解決できるものではないものと思慮いたします。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番、山谷照夫議員。

1、6番（山谷） 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業につきましては、国民皆保険を持続可能なものとするため、健全で安定的な維持運営を図り、町民の医療確保と健康の保持増進に努めているものであります。

被保険者1人当たりの保険税は増額になっていますが、軽減の範囲が拡大されております。

本決算は国民健康保険事業の運営に必要な不可欠な経費で、適正な会計運営がなされていることから、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 認定第6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計決算について、反対討論をいたします。

介護保険制度は、16年前の2000年に介護の社会化を実現するとして導入されたものであります。介護保険は強制加入の公的保険制度であり、介護保険料は40歳以上の方から徴収するも、サービス

を利用せず多くの人が保険料のみを負担しているのが実態であります。

利用者にとっては高過ぎる利用料、在宅高齢者の生活援助が縮小され、さらに特別養護老人ホームや養護老人ホームの待機者が在宅の60名も合わせて112人で、待機中に施設入所ができないまま亡くなった方が23名もおられます。

平成27年度から始まった第6期広尾町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、本町の保険料は4,400円と据え置きになりましたが、今後10年間の施設サービスの計画、総費用の見込みは前年度と変わらず、待機者の解消には不十分であります。

介護報酬の引き下げは、特養ホームや社会福祉協議会等事業者の大幅な減収で、事業者へのしわ寄せと不安定な経営の懸念があります。要支援者等のサービスの低下など不安払拭が解消されない状況であります。

よって、本決算に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番、山谷照夫議員。

1、6番（山谷） 私は、平成27年度広尾町介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は3年ごとの見直しが法律に定められ、平成27年度は町が定める第6期介護保険事業計画の初年度に当たります。

介護保険料を据え置く中で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスが継続的、包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を理念に掲げています。

厳しい財政事情にある中で、介護サービスを利用している高齢者の多くが低所得者である実情を踏まえ、在宅介護サービスを利用する低所得者世帯について利用者負担の軽減を図るとともに、介護者の負担軽減も継続して行っております。

介護保険の円滑な運営と高齢者福祉の増進について執行者の努力が認められますので、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの5件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本件5件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件5件は討論を省略します。

これより認定第7号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの5件を一括採決します。

お諮りします。本件5件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件5件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件5件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第14 発議第6号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、志村國昭議員。

1、5番（志村） 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、災害復興、環境対策など、果たす役割が拡大する中であって、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。

一方で、地方公務員などの人材が減少する中であって、新たなニーズへの対応が困難となり、公共サービスを担う人材の確保を進めるとともに、これに見合った財政の確立が必要となっている。

地方が厳しい状況にあるにもかかわらず、行政改革で経費を抑えられた自治体の水準を基準にして地方交付税の算定を行う仕組みに変更する「トップランナー方式」の導入や努力して成果を出すと見返りを得られる「インセンティブ改革」などは、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねない。

本来、必要なサービスを提供するために財政面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建のためだけに必要不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地方経済

に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にするのではなく、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指す必要がある。よって、国会及び政府に対し、以下のことを求める。

記。

1、社会保障、被災地復興、環境対策、地方交通対策、人口対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援制度、地方医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応や人材確保のための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模を無視して経費を算定するものであり、廃止すること。

4、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財政措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性は正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税財源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先等については、記載のとおりです。

議決方よろしくお願いします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第7号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第7号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、北藤利通議員。

1、3番（北藤） 発議第7号。

「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

「新たな高校教育に関する指針」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」が決定され、高校の募集停止や再編・統合が行われてきた。経済や産業、文化などに影響を及ぼしている。

また、地元から高校がなくなったことで、遠距離通学や下宿生活など子ども・保護者に身体的・精神的・経済的負担増を強いている。

実情に合わない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、地域に高校を存続させ、全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させた新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくり出していくことが必要である。

よって、北海道及び北海道教育委員会に対し、以下のことを求める。

1、「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、「公立高等学校配置計画」については、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第8号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第8号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

平成20年度から実施された後期高齢者医療制度は、9年目を迎えた。この制度における保険料の軽減としては、政令本則で均等割の2割、5割、7割軽減となっているが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割軽減や均等割の軽減を8.5割、9割に拡大してきた。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人も9割軽減としてきた。平成27年度の国の予算ベースでは、所得割の5割軽減で153万人、均等割の9割軽減で317万人、8.5割軽減で274万人、被扶養者だった人の9割軽減で171万人が国の特例措置の対象となっている。

北海道では、平成27年度、均等割9割軽減19万1,000人、8.5割軽減13万6,000人、被扶養者軽減5万9,000人で、合計38万7,000人が対象となっており、全被保険者に占める均等割軽減は51.9%に上っている。また、所得割軽減の対象は7万3,000人で9.8%を占めるに至っている。

こうした状況の中、国においては、平成26年6月24日の「経済財政運営と改革の基本方針」により、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることを決定、平成27年1月13日の社会保障制度改革推進本部での決定により、平成29年度から原則的に政令本則の2割、5割、7割に戻すこととした。

この軽減特例が廃止されれば、加入者の半数を超える約60%の均等割・所得割軽減対象者に、2倍、3倍、5倍などの保険料の引き上げによる甚大な影響が及ぶことになる。

そうなれば、北海道の加入者75万7,000人のうち46万人の生活を直撃し、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどによる生活環境のさらなる悪化が懸念される。

このような中、去る平成28年7月8日に北海道議会が「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書」を全会一致で採択したところである。

よって、国においては、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりです。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第9号

1、議長（堀田） 日程第17、発議第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員。

1、12番（浜頭） 発議第9号。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されております。これらの機能を十分発揮させるには、「植えて育て、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用し、成長産業化を図ることは、雇用・所得の拡大による地方創生にも貢献するものであります。

道では、これまで森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備などの取り組みを進めてきたところであり、今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進め、林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であると考えております。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう要望するものであります。

記。

1、森林の整備や木質バイオマスの有効活用など、森林吸収源対策を推進すること。

2、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を踏まえ、森林整備などの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第10号

1、議長（堀田） 日程第18、発議第10号 平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員。

1、12番（浜頭） 発議第10号。

平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

このたびの4つの台風により、河川の氾濫により住宅や農地への浸水被害及び道路・橋梁の崩壊や土砂災害が発生するなど、十勝全域で被害が発生し、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしています。

また、とうとい命が奪われるなどの人的被害のほか、生活インフラ、交通インフラも被害を受け、機能の回復もままならない状態となっております。

収穫期を前に、畑の冠水・浸水による農作物被害や停電・断水による酪農での搾乳被害、さらに、河川から海に流出した大量の流木は、最盛期を迎える秋サケ定置網漁に影響を及ぼすなど、被害は多岐に及んでいることから、次のことについて特段の措置を講じられるよう、強く要望するものがあります。

記。

1、河川の被災箇所の早期復旧及び災害防止のための治水対策を早急に進めること。

2、農林水産業関係に甚大な被害が生じ、今後の生産等への深刻な影響が懸念されることから、被災生産者などへの十分な措置を講じること。

3、災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡充を図ること。

4、特別交付税による十分な措置を講じること。

5、被災者生活再建支援制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願いします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第19 発委第3号

1、議長（堀田） 日程第19、発委第3号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長です。

1、調査期間は、平成28年第3回定例会終了後から平成28年第4回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、（1）、先進地における高校存続の取り組みについて、（2）、先進地における福祉行政について。

産業常任委員会、（1）、栽培漁業について、（2）、再生可能エネルギー（バイオマス発電）の現状について。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について、（3）、議長の諮問に関する事項について。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第20 発議第11号

1、議長（堀田） 日程第20、発議第11号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発議第11号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、十勝町村議会議長会議員研修会。

（1）、目的、議員活動研さんのため。

（2）、派遣場所、幕別町。

（3）、期間、平成28年10月31日。

（4）、派遣議員は全議員です。

2、北海道女性議員協議会総会。

（1）、目的、議会の活性化に資するため。

（2）、派遣場所、音更町。

（3）、期間、平成28年11月13日から14日の2日間であります。

（4）、派遣議員、旗手恵子議員であります。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて、平成28年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時52分